

とび技能者能力評価基準(一覧)

レベル	就業日数	保有資格	職長としての就業日数
レベル4	就業日数が 2,580 日(12年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●登録鳶・土工基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 <p>・レベル2、レベル3の基準に示す保有資格</p>	職長としての就業日数が 1,505 日(7年)以上であること。
レベル3	就業日数が 1,720 日(8年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●1級とび技能士 ●1級又は2級建築施工管理技士 ●1級又は2級土木施工管理技士 ●下記資格(計13資格)のうち3つ以上 <ul style="list-style-type: none"> ✓2級とび技能士 ✓足場の組立て等作業主任者技能講習 ✓型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 ✓地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ✓建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 ✓木造建築物の組立て等作業主任者技能講習 ✓コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習 ✓小型移動式クレーン運転技能講習 ✓車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 ✓車両系建設機械(解体用)運転技能講習 ✓車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習 ✓高所作業車運転技能講習 ✓ガス溶接技能講習 <p>・レベル2の基準に示す保有資格</p>	職長または班長としての就業日数が 430 日(2年)以上であること。 ただし、班長については職長教育を修了した者とする。

レベル	就業日数	保有資格	職長としての就業日数
レベル2	就業日数が 645 日 (3 年) 以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玉掛け技能講習 ・ 職長・安全衛生責任者講習 ・ 下記のうちから 1 つ以上 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 足場の組立て等作業主任者技能講習 ✓ 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 ✓ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ✓ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 ✓ 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習 ✓ コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習 ✓ 小型移動式クレーン運転技能講習 ✓ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習 ✓ 車両系建設機械（解体用）運転技能講習 ✓ 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習 ✓ 高所作業車運転技能講習 ✓ ガス溶接技能講習 	
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

「・」印の保有資格は必須。

「●」印の保有資格については、いずれかの保有で可。

「✓」印の保有資格については、レベル3については3つ以上、レベル2については1つ以上保有が必要。